

令和 7 年度版 神栖市環境白書

～人と自然が調和・共生する循環型社会のまち かみす～



～はじめに～

神栖市における環境行政の最上位計画が「神栖市環境基本計画」です。市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもので、毎年目標と実績の管理を行い、時代の変化や市民のニーズ等に対応できるように取り組んでいます。

「環境白書」は、神栖市の環境行政の指針となる神栖市環境基本計画に掲げられた、環境の保全等に関する施策の進捗状況を取りまとめた年次報告書です。

詳細な環境データは「資料編」をご覧ください。

1 神栖市の環境政策における根拠

(1) 神栖市環境基本条例

神栖市では、「市の環境を保全し創造していくための基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、併せて環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として平成 17 年 3 月に神栖市環境基本条例を制定しました。

基本理念(第3条 要約)

すべての市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むための良好な環境を確保する
人と自然との共生を図るとともに将来の世代へ継承する

健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な
循環型社会を構築する

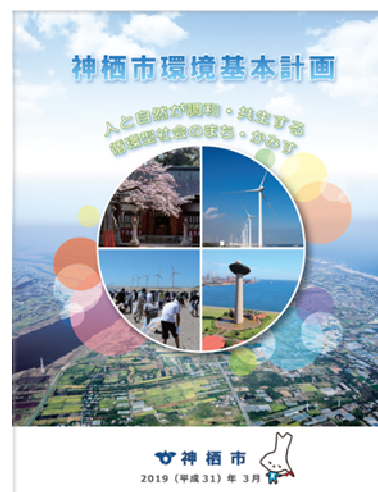
市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に、積極的
に環境の保全及び創造に取り組むこと

地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題であるにとらえ、それぞれの事業活動
及び日常生活において積極的に推進しなければならない

(2) 神栖市環境基本計画

「神栖市環境基本計画」は神栖市環境基本条例第 7 条に基づき、環境基本条例に定めた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現を目的として策定するものです。

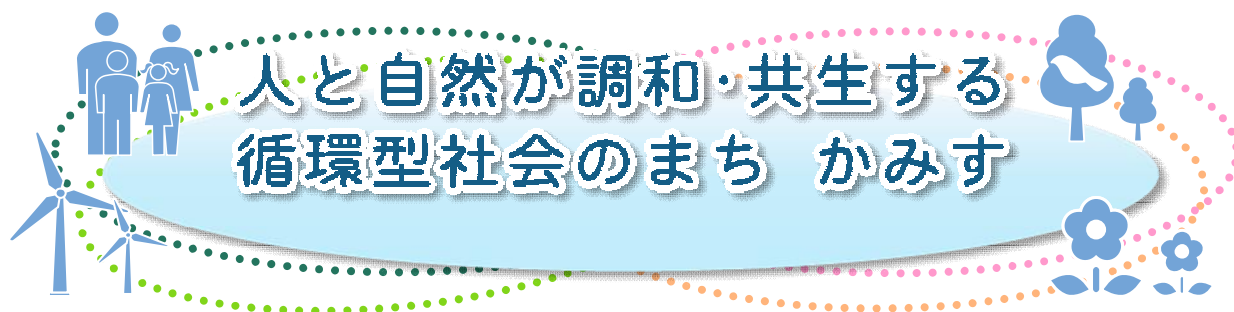
平成 31 年 3 月に新たに策定した環境基本計画に基づき、令和 10 年度までの10年間を計画期間として施策を進行しています。



2 神栖市環境基本計画の概要

(1) 望ましい環境像

神栖市の豊かな自然を守っていくことのみならず、より良い環境を次の世代に引き継いでいくために、「人」と「自然」との調和と共生の実現を目指し、持続可能な循環型社会の構築を図ります。



(2) 基本目標

- 基本目標 1 気候変動防止に貢献し、備えるまち
- 基本目標 2 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち
- 基本目標 3 自然といきものをまもり、共生するまち
- 基本目標 4 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち
- 基本目標 5 みんなが環境をまもり、創造するまち

(3) 環境指標

基本目標ごとに環境指標を設定し環境の実態を定期的に把握することで、計画を管理しています。指標の達成状況は、環境白書(資料編)に記載しています。

施策の方向性	指標	施策の方向性	指標
1-1 温室効果ガス排出量の削減	温室効果ガス排出量	4-1 大気環境基準の維持と向上	大気の汚染に係る環境基準達成率
1-2 気候変動への適応	神栖市ホームページの「エコ・省エネ支援」サイトへの年間アクセス件数	4-2 水質環境基準の達成	公共用水域の汚染に係る環境基準達成率
1-3 フロンの確実な回収の促進	大気環境中のフロン環境濃度	4-3 地下水質の安全確保	地下水質の汚染に係る環境基準達成率
1-4 酸性雨に関する情報の収集	降下ばいじん中の pH	4-4 生活排水処理率の向上	生活排水処理率
2-1 資源が循環する社会の構築	一人一日あたりごみ排出量	4-5 騒音・振動の少ない環境の維持	道路沿道地域の騒音・振動に係る環境基準達成率
2-2 水の健全な循環の確保	給水人口	4-6 においのない環境の達成	特定悪臭物質に係る規制基準達成率
2-3 環境に配慮した農業振興	エコファーマー登録者数	4-7 安全確保のための化学物質等の管理	市内の空間放射線量
3-1 豊かな自然を有する地域の保全	海岸清掃参加者数	5-1 市民の環境保全活動の促進	環境関連のNPO・ボランティア団体数
3-2 自然環境の回復	公園への植栽の本数	5-2 事業者の環境保全活動の促進	消費生活展出席社数
3-3 人と自然とのふれあいの促進	一人あたりの都市公園の敷地面積	5-3 市の率先的な活動の実施	市役所からの温室効果ガス排出量

※令和 6 年度(計画の中間年度)に改訂を行っていますが、本白書では令和 6 年度実績を扱っているため、指標は改訂前のものになります。

3 令和6年度における神栖市の取組

1. 地球温暖化対策に関する取組

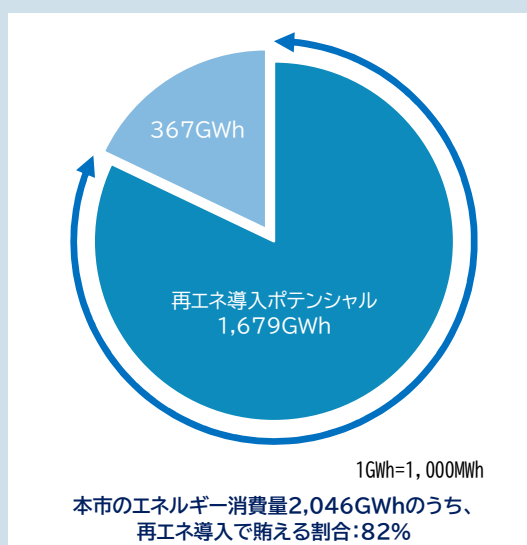
(1) 【改訂】神栖市環境基本計画

令和7年3月に、近年の社会情勢の変化に対応するために、これまでの進捗状況を踏まえながら、環境に関する施策や目標となる指標等の中間見直しを行いました。

本計画では、「神栖市再生可能エネルギー導入計画」(令和6年3月策定)の内容を反映し、温室効果ガス排出量の削減目標を2030年度までに46%削減(平成25年度比)と見直しました。



「【改訂】神栖市環境基本計画」
表紙



「神栖市再生可能エネルギー導入計画」
再生可能エネルギー導入ポテンシャル

重点戦略1 かみす持続可能なエコ・シティ事業	
対象とする施策	- 省エネルギー設備の普及促進 - 再生可能エネルギーの普及促進 - 家庭・事業所への水素エネルギーの浸透 - 安定的な水素・アンモニア供給体制の検討 - 水素・アンモニアに関する新たなビジネス創出及び研究開発等の支援 - 人と環境にやさしい総合的な交通ネットワークの構築 - グリーン・イノベーションの推進
	再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギー源の導入と最新の省エネ技術を組み合わせたエネルギー事業や、エネルギーの地産地消に向けた地域新電力の活用などを検討します。
重点戦略2 かみすグリーンネットワーク構築検討	
対象とする施策	- 豊かな自然地域の現状調査の実施 - 公共施設等の緑化 - 公園・緑地の整備 - 道路景観の整備 - 家庭・事業所の緑化の推進 - 花いっぱい活動の充実
	施設等の緑化(点・面)と道路等の緑化(線)を総合的に展開し、市域にみどりのネットワークの構築を推進します。また、ネットワーク化への貢献を評価・認定するような制度づくり等も検討します。
重点戦略3 市民参加型省エネ普及啓発事業の検討	
対象とする施策	- 人と環境にやさしい総合的な交通ネットワークの構築 - 市民参加型の環境事業の検討 - 環境教育の推進 - グリーン・イノベーションの推進
	市民におけるこれまで以上の環境保全の取組促進を図るため、取組へのインセンティブを付与するような事業の方法等について検討します。

●印:改訂により拡充した施策

「【改訂】神栖市環境基本計画(概要版)」
重点戦略

(3) 地球温暖化対策に貢献する機器等への補助金交付

神栖市では、地球温暖化対策の一環として、家庭の省エネを進めるための補助事業を行っています。

令和 6 年度の補助実績は太陽光発電システムが 101 件(約 704kW)、創・蓄エネルギー機器が 88 件、電気自動車^{※2}が 9 件でした。

太陽光発電、高効率給湯器、低公害車等への補助実績（平成 26 年度以降抜粋）

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
太陽光発電システム	263 件 (1,287kW)	175 件 (883kW)	160 件 (876kW)	152 件 (824kW)	164 件 (891kW)	126 件 (658kW)
創・蓄エネルギー機器 ^{※1}	17 件	39 件	36 件	40 件	78 件	84 件
電気自動車 ^{※2}	50 件 (うち急速充電設備 1 件)	15 件 (うち急速充電設備 1 件)	6 件	17 件	14 件	12 件

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	合計 (直近 5 年間)
太陽光発電システム	110 件 (601kW)	133 件 (829kW)	104 件 (688kW)	97 件 (640kW)	101 件 (704kW)	545 件 (3,462kW)
創・蓄エネルギー機器 ^{※1}	111 件	140 件	88 件	79 件	88 件	506 件
電気自動車 ^{※2}	4 件	11 件	21 件	19 件	9 件	64 件

これまでに補助を行った＜太陽光発電システム・高効率給湯器・電気自動車等＞による CO₂ 削減量は、合計約 **6,049t-CO₂**^{※3} です。

神栖市に神之池 約 39 個分^{※4}の森林(1,694ha^{※5})が創出されたことに相当します。

備考)※1 令和 7 年度現在は、太陽光発電システム、住宅用高効率給湯器(エネファーム・太陽熱利用給湯器)が補助対象外。ただし、蓄電システムは補助対象。定置用リチウムイオン蓄電池は電力ピークコントロールのため、CO₂ 削減量については数値化していない。

※2 令和 6 年度をもって、「電気自動車普及促進事業補助金」は終了。

※3 CO₂ 削減量は平成 20 年度からの累計値。

※4 神之池面積は 44ha としている。

※5 森林 1ha 当たりの二酸化炭素の削減量は 3.57t としている。

2. 動物・自然環境に関する取組

(1) 市民協働課 フラワーロード

「花とふれあいのまちづくり推進事業」は、花植えを通して、人と人のふれあいの輪を広げ、うるおいのあるまちづくりを推進し、都市景観の向上とともに、市民のまちづくり参加意識の高揚を図ることを目的とし、実施しています。

毎年春と秋の年2回、市内 6 箇所の花壇へ、市民ボランティアの皆さまの協力による花植えを行っております。

植栽地	－神栖・波崎地域－
	・オークビレッジかみす前フラワーロード ・神栖中央公園前フラワーロード ・高梨自動車前(国道 124 号 荒波地区) ・旧太田駐在所前花壇 ・別所 Y 字路花壇 ・銚子大橋入口花壇



神栖中央公園前フラワーロード

(2) 白砂青松（はくさせいしょう）再生プロジェクト

自ら育む豊かなまちづくりとして、先人たちが植え続けてきた松林をもう一度取り戻すため、ボランティアを募集し、松の苗木の植樹を実施しています。

開催概要	
開催日	令和7年3月2日(日曜日)
活動主体	神栖市美化運動推進連絡協議会
会場	神栖市豊ヶ浜海岸

白砂青松再生プロジェクトの様子



(3) 茨城県 地域猫活動（TNR 活動）

地域猫活動とは、飼い主のいない猫を地域住民が主体となり、継続的な飼育管理を行うことで、一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫の数と猫による被害を減らし、住み良い地域を作ることを目指す活動です。

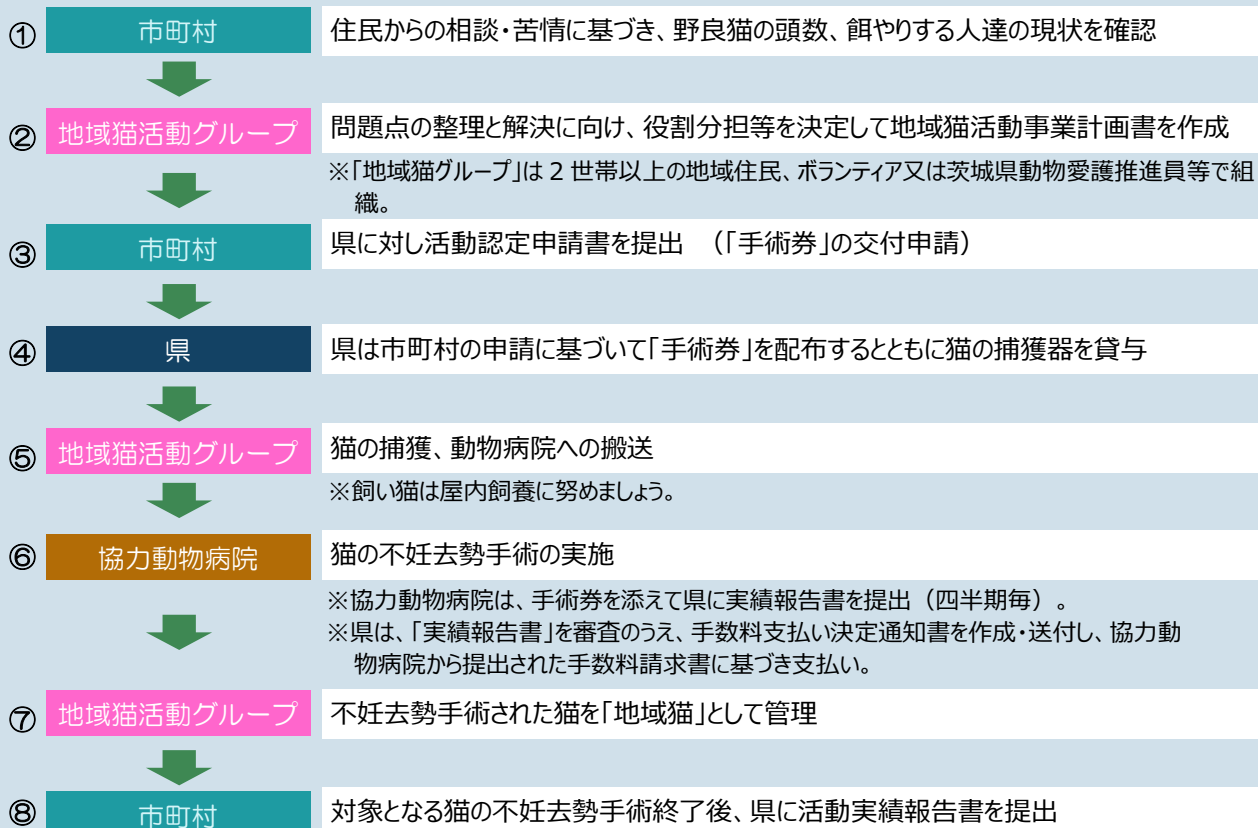
地域猫活動に取り組む市町村や地域を茨城県が支援することにより、県内に地域猫活動を普及・定着させ、飼い主のいない猫の適正管理を図り、快適な生活環境の保持推進に寄与することを目的としています。

県の制度を使用すると、手術券として1頭につきメス猫1万円、オス猫 7 千円分が助成されます。

令和 6 年度の神栖市内では、6 地区合計で 90 頭に適用されました。

地域猫活動（TNR 活動）の取組方法

地域猫活動推進事業について（地域猫活動の具体的な進め方）



令和 6 年度 実績		
6 地区	土合中央	9 頭
	下幡木	9 頭
	波崎	36 頭
	太田新町	9 頭
	太田	18 頭
	深芝	9 頭
計		90 頭



[発行元] 神栖市生活環境部環境課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5
電話 0299 (90) 1111 (代表)
ファクス 0299 (90) 1112